

報告第9号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月7日提出

かすみがうら市長 坪井 透

## 専 決 処 分 書

法定外公共物の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年4月28日

かすみがうら市長 坪 井 透

法定外公共物の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について

- 1 事故発生日 令和3年7月26日（月）
- 2 事故発生場所 かすみがうら市加茂5300番9地内
- 3 相手方 （住所）茨城県取手市米ノ井70番地14  
（氏名）株式会社ティーズプランニング  
代表取締役 椎名 高行
- 4 事故の概要 加茂5300番9に隣接する法定外公共物（法定外道路）に自生する樹木の枝が、加茂5300番9上の相手方所有の倉庫の屋根及び雨樋に接触し破損させた。
- 5 損害賠償額と和解の内容
  - （1）過失割合 かすみがうら市 100%  
相手方 0%
  - （2）損害賠償額 かすみがうら市 363,000円  
相手方 0円
  - （3）市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。